

国立大学法人お茶の水女子大学で雇用する特別研究員-PD等の育成方針

令和6年10月28日

学 長 裁 定

国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）は、大学憲章において、研究に関する中長期的な活動指針を次のように定めています。

【お茶の水女子大学は、未来を拓く基礎研究を重視する】

- ・大学は、文化を創造し、自然の原理を探求する場である。本学はその実践に際し、基礎研究を力として、社会が本学に求める独自の研究の開拓・実践に努める。
- ・それを踏まえて、日本の文化と科学の発展に資する研究や、生活の質の向上を促す研究、さらには、次代を見据えた先端的創造的研究に果敢に挑戦し続ける。

上記活動指針に則り、将来の我が国の科学技術・イノベーション創出の担い手となる若手研究者を獲得・育成し、その能力を十分発揮し得る研究環境の構築を推進しています。

そのため、本学では、日本学術振興会の「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」の趣旨に賛同し、これからの学術研究の発展を担う優秀な若手研究者がより安心できる環境で自身の研究に専念できるよう、当該事業における雇用制度導入機関として、特別研究員-PD・RPD・CPD（以下「PD等」という。）の戦略的育成に取り組むものとします。

（PD等育成に係る取組）

1. 研究環境の確保・充実

（1）雇用形態について

- ・「特任研究員」として雇用し、研究職という業務の特殊性から勤務形態は専門業務型裁量労働制を適用させ、業務遂行の手段及び時間配分の決定をPD等の裁量に委ねることとします。
- ・フルタイムで勤務する任期付き職員として雇用することで、常勤職員と同等の勤務時間、休日、休暇等を提供します。
- ・雇用後は、自身の研究遂行に従事することを原則とします。

（2）研究環境について

PD等は、本学が保有する教育研究基盤施設・設備（附属図書館、情報基盤センター、共通機器センター）及び本学が契約している電子ブック・電子ジャーナルや各種データベースを本学職員として利用することができます。

2. 能力開発支援

（1）研究者としての基本的な素養を身に着けるための支援

PD等が研究者に求められる倫理規範を習得し、かつ関係法令の理解・遵守の徹底を図るため、研究倫理教育・研究費の不正使用防止研修会を実施する他、研究インテグリティや利益相反、安全保障貿易管理、研究データマネジメント等の重要性を認識する機会を提供します。

(2) 研究力向上に向けた支援

- ・ 科研費獲得のための学内支援策「メンター制度、科研費研究計画調書閲覧制度」を PD 等にも適用し、採択率向上を目指します。
- ・ 研究成果の発信を強化するための学内支援策「お茶の水女子大学論文投稿支援」を PD 等にも適用し、海外学術誌への掲載に掛かる費用を一部支援します。

(3) 教育能力向上支援

- ・ PD 等のキャリアパス構築を支援するため、学部や教学 IR・教育開発・学修支援センターなどが実施する教育能力向上に関する FD 研修等への参加機会を提供します。
- ・ PD 等の希望に応じて、受入研究者の講義等に参加し、自身の研究に支障がない範囲において教育・指導等を行う機会を提供します。

3. ダイバーシティ&インクルージョンの推進

本学では、研究者のライフスタイルに応じた様々な研究の支援を実施しており、女性教員や外国人教員の積極的採用により教育研究活動の活性化を推進しています。こうした研究者の多様性を高めること、及び他大学、他機関等との教員のクロスアポイントメントを推進することにより、ダイバーシティ&インクルージョンの実現を目指しています。

PD 等へも、本学が実施するワークライフマネジメントに向けた各種研究者支援策を提供します。

- ・ 子育て中の学内女性研究者に対する研究補助者支援
- ・ 妊娠中、未就学児養育中、介護・看護中の学内研究者に対する一時支援
- ・ お茶の水女子大学賞
- ・ 女性研究者のための研究継続奨励型「特別研究員制度」（呼称「みがかずば研究員制度」）
- ・ 学内保育所（いずみナーサリー）の設置
- ・ イベント時の臨時託児室の開設
- ・ ベビールームの設置 など